

報告第 1 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 3 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 13 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 7 年 7 月 3 日 午前 11 時 47 分頃

2. 事故発生場所 熊取町七山東 897 番地の 1 先

3. 相手方 熊取町七山東 897 番地の 1

シャルマンフジ熊取式番館管理組合

4. 事故の概要 本町職員が国民健康保険被保険者宅先の駐車場内で公用車を転回しようと後退した際、車後方部を駐車場のフェンスに接触し、損傷させたもの。

5. 損害賠償額 93,500 円